

(愛称)

グロウイング・カバース

GROWING COVERS

新成長株ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（交付目論見書）

2015.7.25



本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

新成長株ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 27 年 7 月 24 日に関東財務局長に提出しており、平成 27 年 7 月 25 日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前 9 時～午後 5 時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社>明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 405 号

設立年月日：1986 年 11 月 15 日

資本金：10 億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：9,560 億円

（資本金・運用純資産総額は 2015 年 5 月末現在）

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社>株式会社りそな銀行

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

1 ファンドの目的・特色



ファンドの目的

新成長株ファンドは、新成長株マザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

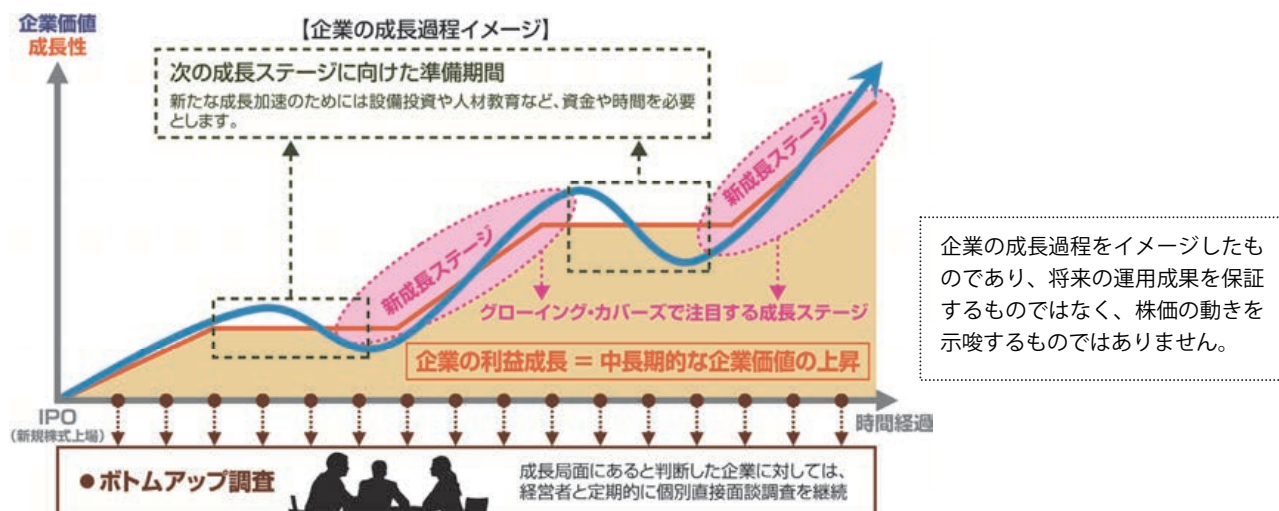


ファンドの特色

◆新成長銘柄※が主要投資対象

わが国の上場企業のうち、新たな成長局面に入りつつあると判断される成長企業に厳選投資します。

※新成長銘柄とは、高い成長余力を有しているものの、経営上の課題・困難に直面したため本来の実力を発揮できなかった企業の中で、それらの経営障壁を克服しつつある企業を新成長銘柄（再成長銘柄）といいます。



◆ボトムアップ調査※による新成長企業の発掘

投資に際しては徹底的なボトムアップ調査と詳細な分析に基づき「新成長企業」を厳選し投資します。

※ボトムアップ調査とは、個別企業の訪問等による詳細な調査・分析に基づき業績予測を行い、投資する銘柄を選択する運用手法です。

◆成長株のスペシャリストが徹底調査

成長株（新規株式公開企業等を含む。）に特化して調査・分析を行うスペシャリストが、継続的な経営者への個別直接面談調査などを通じて、新たな成長軌道への転換点を見極めます。

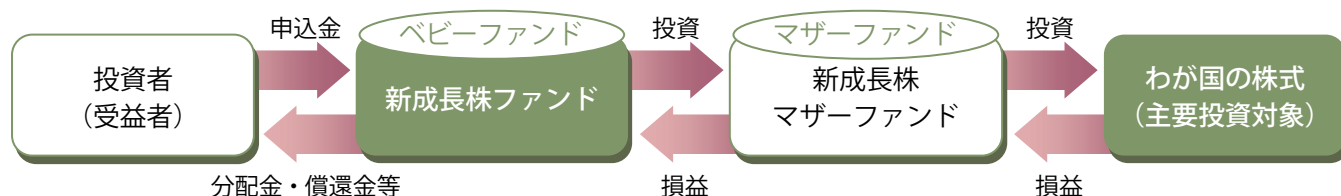
◆エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社が投資助言

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下「エンジェルジャパン社」といいます。）より投資に関する助言を受けて運用を行います。

ファンドの仕組み

◆当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います

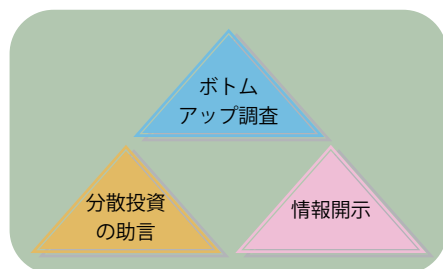
ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※ 損益は全て投資者である受益者に帰属します。

運用プロセス

エンジェルジャパン社の調査・運用助言体制



<ボトムアップ調査>

ファンドの組入銘柄の選定に際しては、継続的な経営者への個別直接面談調査などを通じて、新たな成長軌道への転換点を見極めます。

<分散投資の助言>

リスク管理の充実を図る観点から分散投資の助言を徹底します。分散投資の助言は「組入銘柄数」や「組入比率」などから管理し、評価の高い企業と判断されても組入れは一定比率以内に抑制するほか組入れの時間分散を行います。

<情報開示>

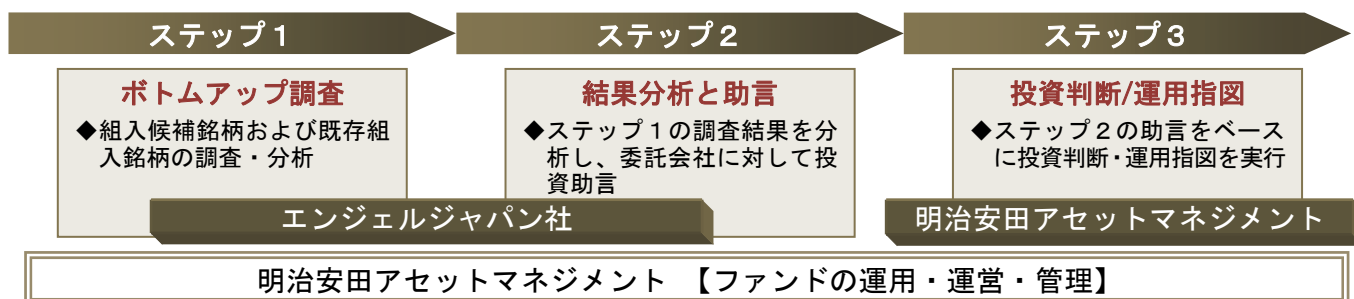
投資家の皆様との強い信頼関係構築のためには情報開示の徹底が不可欠であるとの信念から、委託会社に対し定期的にレポートを提出します。

助言プロセス

投資候補企業への訪問	● 有力組入候補企業の経営者との面談 ● 経営者への直接面談を行い、経営哲学、ビジネスモデル、経営課題等をヒアリング
調査・分析	● 面談の結果を基にビジネスモデルの独創性や収益性、独自の成長戦略や技術サービスを見極める ● 将来の業績予測を行い、収益性から見て割安感のある銘柄への投資を助言
ポートフォリオ	● 魅力ある銘柄を組入れたポートフォリオでもリスク管理は徹底 ● 高い評価の企業であっても組入れは一定比率以内に抑制し、分散投資を徹底
既存組入企業への訪問	● 組入企業の経営者とも定期的に直接面談し、企業を取巻く状況変化に対応
調査・分析	● 上記の結果を踏まえてさらなる業績評価を行い、組入比率の見直しや売却を助言

※上記は、今後変更される場合があります。

銘柄選定プロセス



主な投資制限

■株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
■同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

毎年4月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、信託財産の積極的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 投資リスク



基準価額の変動要因

新成長株ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

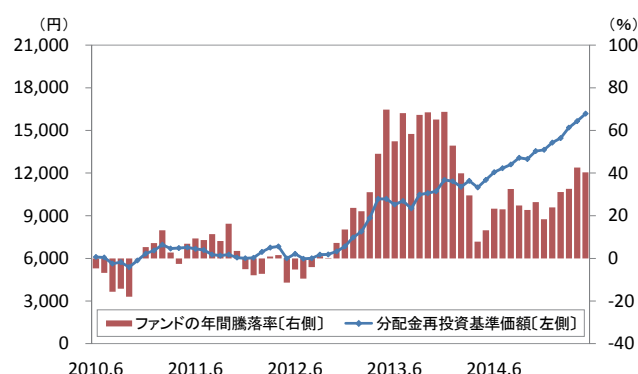
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

参考情報

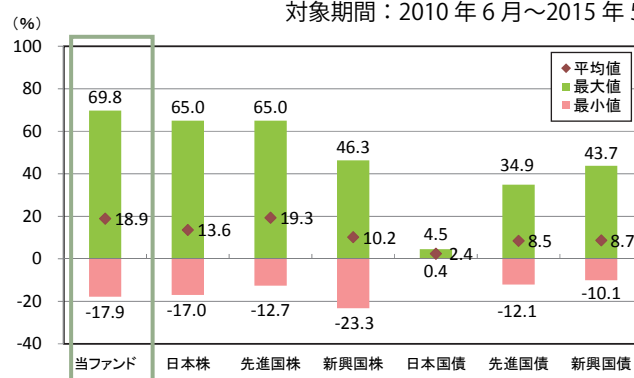
●当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- ※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。
- ※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2010年6月～2015年5月



- ※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
- ※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

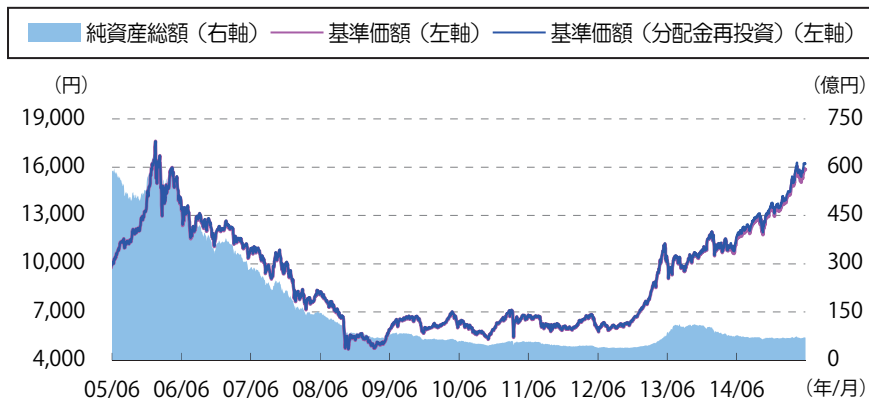
- （注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。
- ※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
 - また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。
 - 各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

3 運用実績

2015年5月29日現在

基準価額・純資産の推移

分配の推移



分配金の推移	
2015年 4月	150円
2014年 4月	110円
2013年 4月	0円
2012年 4月	0円
2011年 4月	0円
設定来累計	310円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	15,866円
純資産総額	70.3億円

※基準価額 (分配金再投資) は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金 (税引前) 再投資ベースで算出しています。

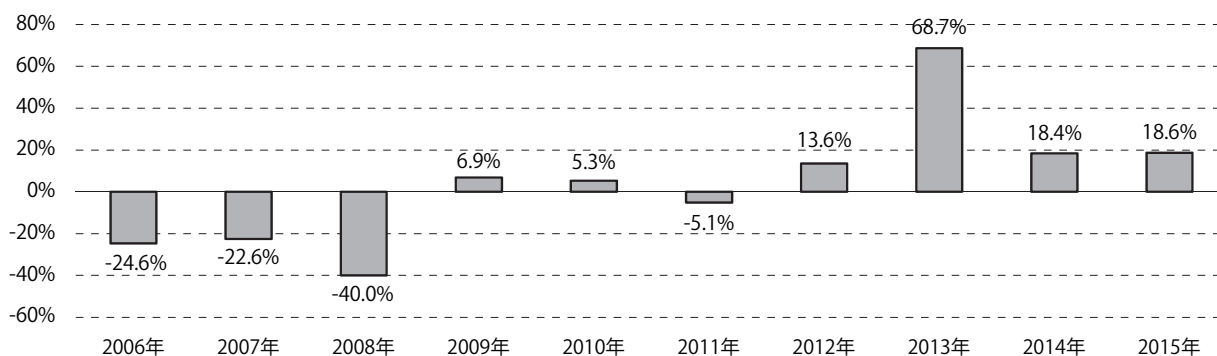
主要な資産の状況

組入上位銘柄 (マザーファンド)

	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	アークランドサービス	小売業	3.85
2	あみやき亭	小売業	3.75
3	カカクコム	サービス業	3.67
4	ホシザキ電機	機械	3.62
5	クスリのアオキ	小売業	3.51
6	一休	サービス業	3.41
7	アスクル	小売業	3.24
8	ブロンコビリー	小売業	3.22
9	ヒビノ	サービス業	3.18
10	MonotaRO	小売業	2.77

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は分配金 (税引前) を再投資したものとして算出しています。

※2015年は5月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4 手続・手数料等



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から <u>0.3%</u> の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	—
購入の申込期間	2015年7月25日から2016年1月25日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2004年4月26日から2019年4月25日
繰上償還	委託会社は、純資産総額が10億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、当ファンドにおける投資顧問契約（助言契約）が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年4月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 (注) 当ファンドには、「一般コース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません*。 *法人の事業年度が2015年4月1日より前に開始する場合には適用が可能です。



ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年 1.836% (税抜 1.7%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁されます。		
	配分	料率（年率）	役務の内容
	委託会社	1.0044% (税抜 0.93%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
	販売会社	0.7452% (税抜 0.69%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.0864% (税抜 0.08%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	合計	1.836% (税抜 1.7%)	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
※エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用（信託報酬）の中から支払われます。			
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年 0.00432% (税抜 0.004%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。		

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して……………20.315%

※上記は、2015年5月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）*」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満20歳以上の方、ジュニアNISA（ニーサ）は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

*ジュニアNISA（ニーサ）は2016年4月1日より開始される非課税制度です。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。